

## 成果報告

# 清代山西北部地区における土地利用変化 及び原動力の分析

張 青 瑤  
齊 会 君 訳

歴史時期の土地利用に関する研究は、土地利用研究における重点と難点であり、これまでかかる分野の学者に注目され、一定の研究成果をあげてきた<sup>[1]</sup>。土地利用研究における社会経済発展の速い地域、都市化に著しく影響された地域などと比べると、エコトーンにおける歴史時期の土地利用に関する研究はあまり見られない。小論では、中国北方の農牧交錯地帯に位置する山西北部地区を中心に、清代晋北地区の土地開墾の時間的・空間的特徴を検討し、多角的に土地利用変化を促進するメカニズムを分析する。

## 1. 清代晋北地区における土地利用変化の趨勢と特徴

### 1. 土地開墾変化の趨勢

小論の具体的な研究区域は現代の行政区画における山西省北部地区であり、清代の行政区画における晋北の範囲とは一定の差があり、主な相違は長城以北の口外7庁の帰属である。清代光緒年間までは、本研究区域には主として冀寧道太原府の一部の州県と、雁平道の大同府・朔平府と寧武府、及び保德州・代州・忻州の3つの直隸州が含まれていた。具体的にいうと、太原府は岢嵐州・興県・嵐県、大同府は大同・天鎮・陽高・懷仁・山陰・広靈・靈丘・応州・渾源州の7県2州があった。朔平府は右玉・左雲・平魯・朔州の3県1州、寧武府は寧武・偏関・神池・五寨の4県を管轄していた。また、保徳・代州・忻州の3つの直隸州は、本州のほかに、保徳は専ら河曲、代州は繁峙・崞・五台の3県、忻州は静楽・定襄の2県を領有していた。

史料的な制限もあるため、歴史時期の土地利用研究は主として、土地開墾に関する考察と分析を行う。伝統社会を分析するに際して、参考できる確実な調査資料或いは統計資料がない場合、登録された土地面積は実際の面積ではないが、登録された農地税から確認できる畝

清代山西北部地区における土地利用変化及び原動力の分析（張）

表 1 明清期における晋北諸県に登録された耕地面積

単位：清畝

府 県	万曆 10 年 (1582)	順治 11 年 (1654)	乾隆初年	嘉慶 25 年 (1820)	光緒 5 年 (1879)	光緒 13 年 (1887)	
太原府	岢嵐州	497558	192622	196988	—	192663	192863
	嵐県	350206	323569	287210	—	287210	287210
	興県	135079	130385	147252	—	146843	146841
忻州	忻州本州	797073	797073	895532	1547326	893126	893127
	定襄県	371579	317513	405296		392935	392935
	静楽県	361085	2322608	257621		256552	256252
代州	代州本州	728843	446377	617929	2108112	524767	514287
	五台县	318419	261765	353287		351766	351360
	崞県	727449	715667	835053		820993	820993
	繁峙県	380378	284645	410208		409883	409881
保德州	保德州本州	48232	30774	30881	94740	30881	30881
	河曲県	43488	43489	63859		63859	63859
寧武府	寧武県	537547	—	500160	1666998	495745	495760
	神池県	431644	—	448875		448875	448875
	偏関県	270916	—	407467		316070	305298
	五寨県	306745	—	310496		310496	310496
大同府	大同県	7935083	5982156	1388928	5128219	1390071	1388927
	懷仁県			385884		355585	355585
	渾源州			457326		455504	455504
	応州			674856		537420	537409
	山陰県			507211		422374	422353
	陽高県			426398		426398	426398
	天鎮県			514820		514820	514819
	広靈県			314171		314171	314171
朔平府	右玉県	529737	2683704	508350	519538		
朔州	1463383	1197675		1201291			
左雲県	338302	332089		350191			
平魯県	518709	483040		470657			
合計	14241324	11848643	14083757	13229099	13276079	13273679	

説明：1. 万曆時期の太原府などのデータは張海瀛著『張居正改革与山西万曆清丈研究』（山西人民出版社，1993年）及びそれに付された「山西丈地簡明文冊」による。各県のデータは山西布政司府州県の清丈実績と山西都司衛所在の各県のデータを合計したものであり、清代になってから設置された州県の万曆年間のデータは、設置当時各県に編入された衛所の屯田の面積によるものである。万曆年間大同府のデータは「明神宗実録」（中央研究院歴史語言研究所校印本）巻120「万曆十年正月庚午」によるもので、明代大同府民、屯田を合計したものである。

2. 順治年間太原府・忻州・代州・保德州の県のデータは民田のデータであり、順治11年『太原府志』巻3「農地稅」（『太原府志集全』，山西人民出版社，2005）によるものである。大同府のデータは清初大同府民、屯田の合計であり、順治9年『雲中郡志』巻4「賦稅」（順治9年刻本）によるものであり、寧武府は当時まだ設置されていなかった。

3. 乾隆初年、光緒5年のデータは光緒『山西通志』巻58～巻63「農地稅」（光緒18年刻本）による。光緒13年のデータは『晋政輯要』巻9「農地稅」（光緒13年刻本）による。

4. 嘉慶年間のデータは『嘉慶重修一統志』（四部叢刊本）による。なかには各府のデータのみ記されたため、太原府の各県のデータは確認できない。大同府・朔平府のデータは長城以北の北豊鎮庁と寧遠庁のデータを含む。

数（農地面積）のデータに基づいて考察を行うのは比較的よく見られる研究方法である。関係史料を詮索し、研究地域の農地税のデータを整理してみると、表1のようになる。

表1から見ると、データ全体は変化があまりなく、順治年間と嘉慶年間のデータの不備で比較できないほか、清代乾隆年間と光緒年間のデータは明代万暦年間の農地税に登録された土地面積を超えていない。順治年間のデータは、万暦年間より大幅に減少しており、太原府・代州・忻州・保徳州は民田のデータではあるが、比較可能の大同府のデータを比べると明らかに減っていた。乾隆年間のデータは順治年間より増加しており、変化が大きいのは、代州本州・崞県などであり、大同府と朔平府の合計面積は基本的には万暦年間に納税された土地面積に戻ったのである。乾隆年間から嘉慶年間にかけて、各府のデータから見ると、大きな変化は見られず、徐々に減少する傾向が確認できる。光緒5年（1879年）のデータは光緒13年（1887）とほぼ変わらず、乾隆年間のデータと比較すると、全体的に減少する傾向を示している。

清代山西の各県の農地税データの記載は詳しくなく、各府のデータも完全に統計されていない。これに対して、光緒年間成立の『山西通志』の記載は比較的全面的にわたる<sup>[2]</sup>。研究地域全体の農耕地面積は明代万暦10年（1582）がピークで、1,424万畝に達しており、清代は乾隆初期に農耕地が一番多く、1,408万畝であり、それ以降のデータはこれを超えることがなく、1,327万畝ぐらいの農耕地面積を維持していた。総じていえば、清代晋北地区の土地開墾は乾隆年間にピークに達したが、継続的に増長することなく、かえってやや減少する傾向が見られており、全体的にあまり変わることはない。

## 2. 土地利用変化の地域分析

光緒『山西通志』の記載に基づいて、乾隆初期と光緒5年（1879）の山西北部地区各県の登録された農耕地の割合と増長率を分析してみると、表2のようになる。乾隆初期と光緒5年の各州県が全地域で占める割合から見ると、大きな変化がない。ほとんどの州県の占める割合は2~4%に集中しており、主として嵐県・定襄・五台・繁峙・寧武府諸県・大同府懐仁・渾源・山陰・陽高・天鎮・広靈・靈丘・朔平府右玉・左雲・平魯諸県がある。2%を下回る州県は岢嵐州・興県・静楽県・保徳州本州及び河曲県がある。そのうち、保徳州本州と河曲県の耕地面積はまだ1千頃（ヘクタール）に達しておらず、それぞれ30,881畝と63,859畝で、全地域で占める割合は1%不足である。4%を上回る地域は主として忻州本州・代州本州・崞県・大同県・応州・朔州があり、そのうち大同県と朔州の耕地面積は1万頃（ヘクタール）に達し、1,388,928畝と1,463,383畝で、全地域の耕地面積の10%程度を占めている。

表2 乾隆・光緒期における晋北各県の登録された耕地面積、割合及び増長率

単位：清畝

県	乾隆初期に登録された耕地面積	割合 %	光緒5年に登録された耕地面積	割合 %	増長率 %
岢嵐州	196988	1.40	192663	1.45	-2.20
嵐県	287210	2.04	287210	2.16	0.00
興県	147252	1.05	146843	1.11	-0.28
忻州本州	895532	6.36	893126	6.73	-0.27
定襄県	405296	2.88	392935	2.96	-3.05
静楽県	257621	1.83	256552	1.93	-0.41
代州本州	617929	4.39	524767	3.95	-15.08
五台县	353287	2.51	351766	2.65	-0.43
崞県	835053	5.93	820993	6.18	-1.68
繁峙県	410208	2.91	409883	3.09	-0.08
保德州本州	30881	0.22	30881	0.23	0.00
河曲県	63859	0.45	63859	0.48	0.00
寧武県	500160	3.55	495745	3.73	-0.88
神池県	448875	3.19	448875	3.38	0.00
偏関県	407467	2.89	316070	2.38	-22.43
五寨県	310496	2.20	310496	2.34	0.00
大同県	1388928	9.86	1390071	10.47	0.08
懷仁県	385884	2.74	355585	2.68	-7.85
渾源州	457326	3.25	455504	3.43	-0.40
応州	674856	4.79	537420	4.05	-20.37
山陰県	507211	3.60	422374	3.18	-16.73
陽高県	426398	3.03	426398	3.21	0.00
天鎮県	514820	3.66	514820	3.88	0.00
広靈県	314171	2.23	314171	2.37	0.00
靈丘県	395918	2.81	395918	2.98	0.00
右玉県	529737	3.76	508350	3.83	-4.04
朔州	1463383	10.39	1197675	9.02	-18.16
左雲県	338302	2.40	332089	2.50	-1.84
平魯県	518709	3.68	483040	3.64	-6.88
全区域	14083754	100.00	13276073	100.00	-5.73

史料出典：光緒『山西通志』

表2のように、本研究地域の農耕地は主として忻定盆地と大同盆地に集中している。内部の小地域から見れば、乾隆年間における忻定盆地の耕地面積は3,517,305畝、大同盆地の耕地面積は5,065,510畝、それぞれ25%と36%を占めており、晋西北の黄土丘陵区の耕地面積は2,650,808畝で19%を占め、晋北の高原地域は2,850,130畝で20%を占めている。これは現代北部地域の経済区の分布とほとんど一致している。この地域において、忻定盆地は農業開墾に一番適した降水量と気温条件を備える地域であり、大同盆地は桑乾河流域にあって36%の割合を占めており、中には東の広靈—靈丘盆地を含む。晋西北の黄土丘陵区は深い谷に削られており、土壌の流失が深刻であるため、耕地の占める割合が最も低い。晋北の

高原区は寒さが厳しく乾燥し、土壌が痩せており、20%を占めている。要するに、この地域は山地と丘陵が多く、盆地と平原が少ないので、農業開墾がいくつかの山間の盆地と河谷地帯だけで行われており、農業生産が発達していない。

増長率の面では、光緒5年のデータは全体的に乾隆初期より5.73%減少し、各州県の状況が異なる。10%以上減少した州県は、代州本州・偏関県・応州・山陰県・朔州がある。3%~10%減少したのは、定襄県・懷仁県・右玉県・平魯県がある。1%~2%ぐらい減少したのは、主として岢嵐州・崞県・左雲県がある。1%以内に減少した州県は嵐県・興県・忻州本州・静楽県・五台県・繁峙県・保德州本州・河曲県・寧武県・神池県・五寨県・大同県・渾源州・陽高県・天鎮県・広靈県・靈丘県があるが、全体的にはほぼ減少していない州県がやや多い。大きな影響を受けた地域は、代州本州・偏関県・応州・山陰県・朔州で、これらの地域において農地税が免除された耕地は多い。実は、この時期の山西省の税免除は2つの部分を含んでおり、すなわち乾隆年間から光緒5年前までに免除された耕地面積と、光緒5年に免除された耕地面積である。光緒5年前までに免除された地域は、晋東北の丘陵山地と晋西南の汾涑盆地に集中するが、光緒5年に免除された地域は、晋中・晋南・晋北中部の朔平府から忻州までの沿線地域及び、晋東の遼州一帯に及ぶ。そのうち、晋北の朔平府などの地は被害が少なかったにも関わらず、荒地が大量に現れるという現象が生じたのは、現地の自然条件が厳しく、農業生産は自然災害への抵抗力が低いことと関わっていると考えられる<sup>[3]</sup>。

光緒初期の特大旱魃の影響を除いて、この地域の農業生産と密接な関わりを持っている各地の自然環境の脆弱性を重視すべきである。地域全体、特に荒廃がひどい地域を見渡すと、風が強くて霜降りの時期が早く土壌がやせている、或いはアルカリ土壌が多く、年に一回しか収穫できないといった自然環境を備えている。このような生態環境においては、農業生産の災害抵抗能力、土地の人口扶養力なども注意を払うべき問題である。自然条件が厳しいため、ちょっとした環境の変化だけでも災害を引き起こしやすく、水利事業も遅れているため、農業生産の自然災害への抵抗力が弱く、安定性と土地の人口扶養力が低くなったりすると、大量の土地が荒廃してしまう。

### 3. 清代晋北地区における土地利用の変化趨勢とその特徴

今までの考察によって、清代晋北地区における土地開墾の過程は、明末清初の土地荒廃期、清代初期から乾隆年間にかけての土地再開墾期及び、乾隆年間以降の減少期に分けられる。この地域の農耕地は忻定盆地と大同盆地に集中しており、晋西北の黄土丘陵区、晋北の高原区などにおける農耕地の割合は低い。具体的にいえば、以下のとおりである。



(1) 明末清初の土地荒廃。農地税データの統計分析によると、順治年間のデータは明代万暦年間と比べると、基本的に大幅に減少しており、史料と合わせて分析すれば、主として戦乱・災害などによる土地の荒廃が深刻化し、開墾率も下がった。

(2) 清初から乾隆年間にかけての土地開墾。清代初期における主な任務は、荒地の開墾を奨励し、生産を回復して、民衆の負担を減らして生活を安定させることである。山西巡撫の主宰で代王・晋王及びその親族の庄田（莊園内の田地）を所有者無しの荒地として、自作農や小作農に与え、晋北の民衆も前代王朝の宗室から一定の資本財を手に入れたのである。順治年間に頒布した荒地の開墾令は長期にわたって実施されていたので、かなりの成果を挙げた。一時ほとんどの州県では、荒地を開墾して、景気回復の兆しを見せていた。しかし、このような土地の開墾は非常に長い時間がかかるのであり、そして一定の地域的特徴を持っている。例えば、嵐県の場合、「我朝定鼎以来、寇逆蕩平、烽煙休息、幾近百年、而荒閑者未尽墾、流亡者未尽復、則土瘠民貧之故也」という記述が見られ<sup>[4]</sup>、明末清初の社会動乱がもたらした影響の深刻さを反映している。清代初期における土地の再開墾は社会経済の回復にある程度の意義があったが、この回復の過程もまた非常に困難であり、地域環境などと密接な関係を持っていることを意味している。

雍正年間において、衛所の編入、州県改置の成立にしたがって、北部地域の行政区画に大きな変化が生じており、旧来の衛所制度は徐々に廃止され、その地域を国家行政システムの管轄に編入するようになった。州県の改置は地方経済の発展に一定の促進作用がある。その後、清朝政府の実施した「攤丁入畝」政策は、土地の合併を抑制し、社会の矛盾を緩和し、社会の平穏な発展を促進した。乾隆年間において、晋北地区の土地開墾はピークに達した。

(3) 乾隆年間以降の土地開墾の減少。農地税データの趨勢変動から見ると、清代晋北地区における土地開墾は乾隆年間にピークに達した後に徐々に減少し、次第に衰退していった。これは現地の限られた耕地資源と関係があると思われる。晋北地区は地形・地勢が複雑で、丘陵が多くて平原が少なく、その多くは山間の盆地であり、山地が多くて平地が少なく、年間降水量の分布が不均一で土壌の塩類化が進んでおり、土地の生産力が低下するなど地域的な自然環境の特徴を備えているので、土地利用の過程と変化に対してある程度の拘束性を持っている。例えば、雁北地区の靈丘県は康熙21年（1682）にすでに「川地平原俱已招徠承種、山坡高脊万難尽力耕耘」<sup>[5]</sup>であったと記される。

それと同時に、農耕地の減少に関わるもう一つの問題は、人口の流出問題である。乾隆年間になってから、清代初期に比べて山西北部地域は農業生産が徐々に回復し、社会経済が発展した結果農耕地の不足が問題になり、大量の人口が関外に移動し、長城以外の旗地（清王朝が満州人に与えた土地）と放牧地が開墾されるようになった。晋北地区における人口の流

出現象はこの地域の土地人口扶養力の減少と関係し、人口の自然的な移動に分類される。限られた農耕地資源は、日増しに増加する人口に直面し、それに自然災害の頻発、変わりやすい地域の生態環境、低い土地の人口扶養力などの問題も加わって、人口の大規模な流出を引き起こし、この地域の土地利用にも影響を与えていた。

## II. 自然的要素の制約作用

### 1. 自然の常態的要素の制約

この地域は農牧交錯地帯に属する。農牧交錯地帯とは、農業と飼育牧畜業を中心とする地域から放牧業を中心とする地域へ移行する地帯であり、一般的に北方の「半農半牧」地域を指す。この地域は年間降水量が通常 250 mm～500 mm であり、多くが長城沿線から黄土高原にかける地帯に集中し、中国北方農業地域と天然牧草地帯が隣接する移行地帯である。この農牧交錯地帯の北部は、主として遊牧地域で、南部は農耕地帯である。この研究地域は、中国の季節風気候区の気候敏感地帯であり、この敏感性は、気候・土壌・地勢などの自然的要素が該当地域の土地利用に対する強力な制約作用に反映されている。地域の生態環境が土地利用の変化に及ぼす影響が非常に大きい。その影響は次の2点があると考えられる。

第1は、農作地に対する影響である。このような自然環境の特徴は、晋北地域の農作地の面積、分布及び土地の種類を制限している。例えば、気候要素は直接に農牧用地の分布と推移に影響する。この地域の地形・地勢の多様さは、直接に晋北土地の種類の多様化をもたらし、同時に土地生産力の高低にも影響する。晋北は山多く田畑少なく、棚田多く平地少ない状況が一般的である。資料によると、山西北部地域の土地種類は平地・棚田・砂地・山地・平らな棚田・山の斜面にある棚田があり、また一部の州県は上地（上等の土地）・中地（中等の土地）・下地（下等の土地）で税収の差をつけるが、一部の州県は沙薄下地（下等砂地）、碱薄下地（下等アルカリ性土壌）、盤梁山坡下地（下等の山地）、河灘地などと記す。最も重要なのは、山地・棚田・砂地などが県の田畑において一番多く、例えば太原府岢嵐州の民田のうち、平地 13,143 畝、棚田 5,985 畝、砂地 24,537 畝、山地 25,851 畝であり、平地が 23% しかない。気候・水資源・土壌条件などの要素が組み合わさって地域の生態環境を構成しており、これらの自然の常態的要素が地域の土地利用に及ぼす影響と制約は明らかである。

第2は、作物の分布、栽培制度、土地生産力に与える影響である。現地の民衆は山西北部のこのような自然環境の複雑性と制約性をはっきり認識している。乾隆『大同府志』には「其農力作勤苦、然薄於糞壅、又多砂蹟礧确、風高霜早。清明前後始種麦豆、五月種谷・粟・秫・稷・蕎・莜麦各種、豊歳畝不滿斛、故日僅再食」<sup>[6]</sup>と記されている。この風俗の描

写は民衆の現地生態環境に対する認識を反映しており、すなわち丹誠込めて作物を作ることを重視せず、土壤がやせて、気候が寒く、無霜期間が短いことである。このような農業生産条件のもとでは、栽培できる農作物の種類が限られており、1畝の生産量が5斗（1斗=10リットル）に過ぎず、農民は生活が貧しく、1日2食しか食べられない。

晋北の気候条件と内部の地域差が農業生産に及ぼす制約作用は、農作物の栽培にはっきり反映されている。「省北大同・朔平・寧武・忻・代等州府、抛種称地気早寒，向來布種春麦」<sup>[7]</sup>、「寒早燠遲不宜棉，地沙不宜麻桑，城不宜桑拓」<sup>[8]</sup>との記述が見られる。耕作制度については、無霜期間が短く、現地の自然環境に限られており、年に1回しか収穫できず、裏作もできず、二年三毛作などの状況もない。

晋北地域における農作物の栽培は比較的単一で、ほとんどが北方でよく見られる作物である。この地域で栽培できる作物には、主として穀物類の粟・黍などの作物と、麦類のえん麦、塊茎作物のじゃが芋及び商品作物の胡麻などの作物と、蕎麦などの救荒作物がある。例えば、晋北高原の朔平府地域、及び晋西北高原の寧武府などでは、民衆は広くえん麦・胡麻などの作物を栽培するが、神池県の利民堡では、えん麦しか栽培できず、他の作物は栽培できない。寧武など厳寒の山間部では、地勢が高く、傾斜が激しく、気温が低い。芦芽山、管涔山などの所に一部残った森があるが、村と集落はすべて山の深いところにあり、百姓が山を囲んで居住しており、農作物の成長に適せず、農業の発展は様々な要素に制約されており、農業土地利用率が低くなる。それに対し、晋北高原地域において、その多くはなだらかな丘陵ではあるが、厳寒、土質の差などの自然的要素に制約されているので、左雲・右玉・平魯などの地ではえん麦、胡麻などの作物しか栽培できず、そして霜が降りる前に蕎麦を収穫しなければならない。

盆地内部の生態環境も同じく現地の農業生産活動に影響を及ぼす。盆地内部の農業生産条件は比較的よく、滹沱河沿岸と桑干河沿岸では稲類作物の栽培が行われており、一部の地域では冬小麦の栽培もできる。盆地内部の水資源は比較的豊富であるが、盆地内部の土壤塩類化も現地の生産に影響を与えており、河川流路の変遷と浸食は、沿岸付近の住民の生産生活にも一定の影響を与えているはずである。

晋西北の黄土丘陵地域は地表に亀裂が生じており、その多くは黄土に覆われた丘陵と溪谷である。例えば、興県付近は黄土梁状の丘陵が分布し、土壤の水分・肥沃度なども塬上にある畑より低く、黄河に近いところでは地表の土質は主として沙黄土であり、粘着性・凝集性がないので、全体から見れば農業生産の発展に悪い影響を与えているといえる。黄河に近い保徳州は、山西省において山地が一番多い地域として、水土流失が大変深刻である。このような環境の下では、農業生産は粟・蕎麦・胡麻などの作物を中心に行うしかない。



農牧交錯地帯という言い方は、もとよりこの地域の土地利用状況を反映し、人々も農業と牧畜業の両方を行うという生活を維持していることを意味する。筆者は、まさに自然の常態的要素がこの地域の土地利用に対して制約と影響を与えており、特にこの地域の農業用土地の利用を制約することは、農耕地の面積・作物の栽培制度だけでなく、作物の作付体系・農業生産技術などにも影響を及ぼしている主要な要因と考えている。

## 2. 災害を受けやすい環境が土地利用に対する制約作用

第1は、農作物の正常的な成長を阻害し、農作物の減産或いは全減をもたらし、食糧危機を引き起こすことである。晋北地域では年に1回しか収穫ができず、そして春は乾燥し雨量が少ないので、播種のタイミングを失って、夏の災害は実際に秋の災害になることも多い。これらはすべて現地環境の脆弱性を表している。例えば、「靈丘米価昂貴，朔州餓死者盈途，崑嵐谷不成実，斗米三千余」<sup>[9]</sup>などの記述が見られる。早魃の二次災害が農業生産に対する影響も非常に著しい。早魃による水不足は、蝗虫の繁殖を加速させ、短期間に災害を引き起こすことを可能にした。蝗害がひどい場合、蝗虫は農作物の苗を食いつくし、収穫がゼロとなり、飢饉が起こり、避難のために民衆の大規模な移動が起こる。晋北地域における蝗虫の多くはほかの地域から飛んでくるもので、或いはモンゴルから、或いは直隸から入ってくる。ひとたび入ってくると、存続期間もまたかなり長くなり、そして蝗が大食い害虫であるために、至る所で農作物・牧草だけでなく、人間・動物・衣類・物品なども例外なくその被害を受け、現地民衆の生産・生活にひどい被害を与える。

第2は、農作物の作付体系に対する影響である。地域的自然環境及び自然災害特徴の影響で、農業生産における作付体系も選択的に調整し、更なる被害を避けるために、一般的に地域の自然災害への抵抗力が高い作物が広く栽培されるようになる。それに対して、災害への抵抗力が低い作物は次第に淘汰されるようになる。例えば、晋北地域においてえん麦・蕎麦・胡麻など寒さと早魃に強い作物が広く栽培されているが、地域環境に適しない冬小麦は、晋北地域ではあまり栽培されない。晋北では一毛作の作付方式を取っているため、ひとたび被災すると、民衆は普通蕎麦・胡麻など備荒作物を追いまきする。この地域の農業生産環境に適しない作物は推し広めたり、普及させたりしない。例えば、木綿の栽培についていえば、晋北地域は寒くて霜が降りる時期が早いので、木綿の栽培に適せず、作物の耐寒品種を開発したり、新技術を取り入れたりするまでは、晋北地域では木綿はあまり栽培されていなかった。

第3は、人間と動物及び家屋など財産の安全に被害を及ぼし、水利施設を壊し、生産生活に多大な影響を与えることである。例えば、乾隆59年(1794)7月に、代州・五台・繁峙

などの県では、長く続いた大雨の影響で山津波が発生し、畑や民家などを壊滅させて、秋の収穫を台無しにした。乾隆 51 年（1786）、五台県の滹沱河で洪水が発生し、川の南岸の覃上から張家庄にかけての一带は、水田がすべて水浸しになり、流れ込んだ砂が数尺も積もって砂灘となった。この洪水災害は、川沿いの民衆の生産・生活にも大きな影響を及ぼした。このような旱害と水害が交互に起こるといふ自然環境の特徴は、北部地域の農業生産に多大な影響を与えている。自然災害は農業生産における労働力・資本財・生産手段などを破壊して、農業生産を阻害し、継続維持を困難にする。

第 4 は、土地の人口扶養力が低くなることである。土地の人口扶養力とは、一定の条件における土地資源の生産力に対する、一定の生活レベルにおける一人当たりの消費基準の比率である。生態環境の極めて脆弱な農牧交差地帯では、自然災害に対する抵抗力が低く、頻繁に発生する自然災害が民衆の生存圧力を衰弱させ、土地の人口扶養力を低下させたため、大量の人口が流出するようになったのである。清代中後期に、北部地域の民衆が大量に郊外に出て生計を立てたことはまさにその表れであり、その中にはもちろん自然災害の影響でよその地域に避難した民衆も含まれる。

今までの分析から、自然の状态的要素と災害を受けやすい環境がこの地域の土地利用・農業生産に対して、大変重要な駆動力を持っており、このような常態要素と災害が併存する総合的な生態環境の中で、清代山西北部地域独特の土地利用変化の趨勢及び分布状況が形成したことがうかがえ、更にこの地域の土地利用に対する自然的要素の制約作用も明らかとなった。

### III. 土地利用変化における人為的要素の促進作用

---

#### 1. 土地開墾政策が土地利用に対する影響

清一代を通じ、時期によって土地開墾政策も変化してくる。順治朝から雍正朝にかけては、開墾政策の推進期である。順治 11 年（1654）に「興屯政策」を実施したものの、租税が重く、徴収時期が早すぎたため、屯民の反発を招いてしまい、2 年後に中止になった。順治 14 年（1657）からは、新たに開墾された土地を 3 年目から徴収するという現地の旧来の税率徴収規定にしたがい、開墾を推し進めさせるように地方官に命令を下したため、当時全国的な第 1 次報墾（可墾荒地の開墾を出願する）ブームが起こった。康熙初期には、荒地の開墾を推進する制度を整えて、第 2 次報墾ブームを起こした。康熙中期になると、開墾土地の初回の租税を 6 年目から徴収することにして、隠して申告しない民間の開墾土地は直ちに申告すればその責任を問わないという規定が出されたので、数年も続く第 3 次報墾ブームが起こっ

た。雍正初期に、開墾された土地は10年目から租税を徴収する（水田は6年目から）という規定を出したのも、畑の開墾を奨励する特別措置である。雍正年間には、申告期限を過ぎた土地の申告と期限内に荒地の開墾を終わらせるという厳しい法令を出したので、またも数年続く第4次報墾ブームが現れた。乾隆年間には、平原地域の開墾はもう飽和状態に達していたので、清朝政府は農民の山地・水域開墾に対して、最初は奨励・放任する態度であったものの、後には抑制するようになった。嘉慶・道光年間になると、行き詰まった状況となった。同治・光緒年間においては、主として江蘇・浙江・安徽・陝西などの省で起きた農民蜂起を鎮圧した後の荒地開墾、及び東北・内蒙古地域における放墾（農業開発の開放）が行われた<sup>[10]</sup>。

それならば、これらの開墾政策は各地の土地利用に影響を与えたのか、地域の土地利用変化を促進したのか、どのように促進したのか、どれほど促進したのか。本稿の研究地域を考えるうえで、清朝前期の荒地開墾と清末の辺境地域における開墾から検討してみたい。

### (1) 清朝前期の荒地開墾政策

清朝政府は社会経済を早急に回復しなければならないことに気づいたため、順治元年から荒地開墾政策を実行して以来、このような荒地開墾を奨励する政策は乾隆年間まで続けられていた。清朝初期の開墾政策は主として3つの面からなっている。その1つは、労働力に生産手段を配分・確定することである。所有主無しの荒地を流民或いは官兵に与えて耕作させ、土地を持っている百姓には所有土地を開墾させる。国は農業生産の回復を援助する。その2つは、租税の徴収においては初回の徴収期限を延ばして、新しく開墾された荒地は1年間の租税を免除する、或いは3年後に徴収するといったものである。その3つは、地方官に圧力をかけ、荒地開墾の募集を業績評価の指標として昇進する重要な基準にし、地方官に開墾政策の実施を促す役割を果たさせることである。

しかしながら、これらの政策は果たして実施されたのであろうか。荒地開墾政策が実行に移されたため、多くの州県では戦乱後の不況を乗り切って、社会経済も徐々に回復しつつあった。しかし、注意すべきは、一部の政策の実施は、明らかに地域環境と人工地物に制約されていたことである。例えば、順治年間の興屯政策の実施も同じ状況である。

順治10年（1653）に、湖広・江西・河南・山東・陝西の五省で興屯することが提案された。山西の宣府・大同両鎮の興屯については、順治10年から、上奏により屯墾のために屯牧道を設置することを請願した。その理由は、「雖辺塞二鎮、難較腹里五省、然監司裁去較多、人民屠戮較甚、新旧荒蕪之地較広」<sup>[11]</sup>といったものである。そこで順治11年（1654）に詔を下して、屯道を大いに整備した。僉事邢以忠は、「今宣・大二鎮朔漠之区、地多沙跡、

即成熟之地，所獲無幾，況新開墾地与成熟者不同，較之腹里之地更大相懸絶。如一例分収，不惟入屯者咸苦租重而有悔志，即未入屯者，俱各畏難而多觀望。……本道再四思維，莫若因地制宜，相土定賦，其量給工本者，照辺地分上中下，酌定取十分之二。其不領工本自為開墾者，照定上中下取十分之一，俱以三年後準為永業，庶百姓欣然樂趨，不用朝廷多金，官地自可広辟矣」<sup>[12]</sup>と述べている。しかし，順治13年（1656）になると，士民はみな重すぎる租税に苦しんでいたため，屯田の功績があがらず，興屯を中止した。

興屯の失敗は，政策の実施が多くの方に於いて地域環境に制約されていたことを意味している。政策制定はマクロレベルのことなので，実際に実施する際は地域の状況に応じて適切な措置を取るべきである。興屯が北方の辺境で順調に実施できなかったのも，地域環境特徴の制約性を反映している。

荒地開墾条例の実施にしたがって，社会経済は少しずつ回復しつつあった。前文掲載の表1から見ると，順治年間から乾隆初期にかけて，太原府管轄下の3州県・忻州・代州・保德州などの州県の農地税のデータもある程度上昇する傾向を示す。大同府・朔平府の合計面積は7,915,643畝であったが，順治年間の5,982,156畝より1,933,487畝増え，復墾政策の効果を示しており，清朝初期の荒地開墾政策がこの地域の土地開墾に及ぼした影響を反映している。

土地利用に対する開墾政策の促進作用はいかにして働いたのか，どれほど促進したのか。実際には清政府がずっと実施していた荒地開墾政策は，どの地域においてもずっと効力を発揮していたわけではない。康熙21（1682）年に，靈丘県が「川地平原俱已招徠承種，山坡高脊万難盡力耕耘，捐資有限，牛種豈能偏給，催科迫切，甲戸未免包賠」という状況になったのは<sup>[13]</sup>，靈丘の土地人口扶養力がすでに飽和状態に達していたことを反映している。清朝政府の荒地開墾政策は，農用地の開墾を拡大するためではなく，税収の増加を図るためであったと考えられる。そうすると，山が多くて畑が少なく，自然環境が農業生産に適さない地域，もしくは開墾できる畑がない地域，或いは荒地として捨てられやすい地域では，このような開墾は実はあまり大きな意味がなかったものと考えられる。前述した興屯の事例から見ると，国の政策は北部地域の土地利用にある程度影響を及ぼしたものの，地域の自然環境の制約は比較的著しかったと思われる。

## （2）辺外地域における開墾政策の調整

辺とは，長城・辺外を指し，すなわち長城西北のモンゴル地域をいう。辺外の開墾は，本稿の研究地域と密接な関わりを持っている。清朝は中原地域を支配した後，北方辺境の秩序を維持するために，モンゴル族と漢族との往来を厳しく禁じていた。北方のモンゴル地域に



において、最初は民族隔離と開墾禁止の政策を実施していたが、社会経済が発展するに従い、康熙年間から、清朝政府は辺内の民衆を口外に移して土地を開墾させるようになり、モンゴル地域における開墾禁止政策を緩めた。雍正元年（1723）には、続々と古北口・張家口・帰化城同知を設置して、現地の管理を強めた。雍正5年（1727）に、「將見在寄居民人与種地民人，查明姓名・籍貫，造冊諮查各本籍，仍令各省州縣官，將所有出口種地民人記檔，以備日後查對。嗣後再有出口種地之人，俱著該同知一面安插，一面移諮本籍，查無過犯逃遁等情，準其居住，耕種年終，造冊報部。」<sup>[14]</sup>したとある。雍正・乾隆年間において、更に豊鎮庁・寧遠庁・帰化・ホリソグロ・清水河などの直隸庁を次々と設置したのは、口外の開墾政策変化でもたらされた社会経済の発展を反映している。このような長城内外の統一と和睦は、山西の民衆が口外に移り、辺境の農業開発に参加することを可能にした。そして、帰化城たる土黙特地域の漢族民衆の中で、山西の移民が最も高い割合を占めている<sup>[15]</sup>。山西北部地域の民衆が口外に出て身を立てることは特に人の目を引くものである。災害による凶作で、口外に避難して生活を営むことも珍しくない。例えば、乾隆53年（1788）に、大同一帯は前年の旱魃で凶作が起り、その年も雨が少なく、種まきもできなかった。民衆は子供を売ったりして口外に避難し、生計を立てるようになったので、口外地方において糧食の値段がかなり高くなった。

口外の開墾に対して、清朝政府は同治年間において、口外の荒地を開墾することで、国庫の収入を増やすことを図っていた。光緒27年（1901）に、貽谷（?～1926）の墾務が始まってから、モンゴル地域を全面的に開墾させるようになった。そのうち、チャハル右翼の開墾は、光緒28年（1902）から34年（1908）4月まで、豊鎮・寧遠・興和庁・陶林庁など合計約25,300ヘクタールの土地を丈放した（官地の一部を一定の地価で民間に払い下げて民地とし、払い下げを受けてその土地の地価及び税を支払う者に対してその地の完全なる「業主権」を与えることである）。

口外地域の開墾に携わる人の中で、晋北地域の民衆が最も多かった。元々人口が少ない口外地域は、開墾に従事する集落が徐々に増え、社会経済も日増しに発展していった。清朝咸豊期のホリソグロ庁周辺には合計228村があり、そのうち、「蒙古村庄一百四十四処，多係口内忻・代等州，祁・崞・太原・太谷・陽曲・大同・左雲・平魯等県民人租種蒙古地畝，在內居住。其民人糧地村庄八十四処，無蒙古在內」<sup>[16]</sup>であったと記録される。

実は、口外の開墾と辺内民衆が口外に移って生計を立てることとは、同じ問題であるようでいて2つの側面を持つ。清朝政府は内地の人口扶養力の低下に迫られて、口外の開墾を許すようになった。その過程において、口内の民衆は大量に口外に移住して身を立てていた。これは民衆が自発的に生態環境と自身の生存とのバランスを求めた行動といえよう。口外に



における開墾を許したことは、口外に占める農牧業の割合変化に明らかな影響を与えた。この地域はほとんどが粗放農業で、山が多くて農地が少なく、土地がやせており、農業生産の発展に適せず、いわゆる「墾殖飽和」という現象が起こったので、民衆は重い税金に耐えられず、外に出て生計を立てるようになった。

清朝政府の辺外地域における開墾政策は、一種の調整過程である。この調整は、清代の社会経済発展の表れであり、口内・辺外の地域環境・人口・民族など多様な要素が相互に作用し合う象徴でもある。辺外地域の開墾政策は、ある程度口内地域の人口扶養力の低下がもたらした問題を解決し、「雁行人」・「走西口」といった人口移動を促して、労働力の減少をもたらし、口内地域の土地利用に影響を及ぼしたのである。このような政策の制定過程は、長城内外の環境変化に対するものである。環境に制約されて、土地の人口扶養力が低くなった結果、人口の積極的な移動を促したため、政府は政策を調整せざるを得なかった。調整後の政策は、また地域の土地利用の変化を引き起こした。つまり、清代晋北地域の土地利用は政策要素の駆動作用を受けており、そしてそのメカニズムもかなり複雑であり、様々な要素が相互に制約し合った結果、原動力が形成され、土地利用に影響を与えたのである。

## 2. 農地税制度の土地利用に対する影響

攤丁入畝は清代の重大な税制改革である。雍正元年（1723）7月、雍正帝は直隸巡撫李維鈞の提言を受けて正式な命令を下し、全国で「攤丁入地」政策を徐々に実施させた。すなわち、もともと個人の人頭税を農地税の中に組み入れることであり、国家の税額も保障できるだけでなく、税制も簡素化された。およそ乾隆中期までは、少数の地域以外、全国一律に「攤丁入地」政策を実施した。

この税制の改革は、封建社会のある歴史的発展段階の産物である。現実社会における土地合併と人頭税分配の不均化などの現象が起こったため、官僚と地方の有力者は、人頭税の納税額を固定して農地税の中に組み入れて徴収すべきであると主張するようになった。山西布政使高成齡は「地畝生息有常、戸口貧富不等。富者田連千畝、競少丁差、貧民無地立錐、反多徭役、請照直隸新例、將丁銀并入地糧、官民兩便」<sup>[17]</sup>と上奏した。

山西は乾隆期に、攤丁入畝政策を実施し始めたが、徹底的には推進しなかった。晋北地域は乾隆年間から攤丁入畝政策を徐々に実施し始めたので、具体的なやり方もそれぞれ異なる。乾隆10年（1745）に、渾源州人頭税の3分の1、河曲人頭税の10分の1しか農地税の中に組み入れなかった。当時、山西全省はまだ20余りの州県が攤丁入畝政策を実施しようとしなかった。これらの州県では、「或係貿易民多、輪丁為易、農民不願代納、或係接山傍水、地瘠民貧、丁銀難於攤征、或係地鄰辺隅、田多沙鹹、不便加征地糧。或係多征本色、丁徭最

重、額賦不能強同、仍照前丁分辦<sup>[18]</sup>という記述があり、山西で徹底的に実施できなかった原因を示している。これらの原因のほとんどは、山西北部地域の州県の実際の状況である。道光4年(1824)までは、岢嵐・寧武・偏関・神池・五寨・右玉・平魯等の県では依然として攤丁入畝政策を実施しようとしなかった<sup>[19]</sup>。

乾隆23年(1758)以降、五台・崞県・朔州・静楽・代州などは攤丁入畝政策を実施するようになり、五台县・崞県が人頭税を全て農地税に組み入れた。朔州は中下・下下の2つの基準によって、農地面積で税金を徴収した。代州は1人当たり1銭3分3厘の人頭税を農地税に組み入れた。乾隆31年(1766)、天鎮県は人頭税を全て農地税に組み入れた。乾隆58年(1793)、大同県・懐仁県も全て農地税に組み入れた。道光4年(1824)、嵐県・陽高・応州・靈丘などの州県は攤丁入畝政策を実施し、興県は人頭税を半分組み入れて、繁峙・広靈県は全て組み入れた。道光18年(1838)、平魯県は人頭税を農地税に組み入れた<sup>[20]</sup>。貿易に従事する民衆が多く、土地が痩せており、その多くがアルカリ性の土壌であり、農地税が大変重いなどの様々な原因で、北部地域の大部分の州県は攤丁入畝政策を実施しようとしなかったのである。

制度の実施を考察するにあたって、地域的な要素を念頭に置かなければならない。地域環境は終始制度の実施を制約している。攤丁入畝政策の出発点は、土地の合併による人頭税の不均一問題を解決することであるが、各地の経済はまったく同じレベルで発展しているわけではなかった。一方で、制度というのはその安定性と系統性のほかに、一定の適時性も持っており、次第に改善されてゆくものである。攤丁入畝政策の導入過程において、必ずしもすべての州県が徹底して実施することはなかった。地域によっては、一部の人頭税だけを農地税に組み入れるところもあった。その背景には、環境的要因だけでなく、経済発展のレベルなどもあると考えられる。そして、制度の実施過程において、時間の推移、社会経済の発展、及び地域環境の変化などによって、攤丁入畝政策の実施は、山西ないし全国においても徐々に広がっていくのであり、一挙に成し遂げられるものではなかった。

それならば、攤丁入畝政策の実施はどのような作用と意義があったのか。まず、「攤丁入畝」という政策は人頭で割り振った税金を農地税に組み入れて徴収することで、国家の税収が保証できるようになり、税制の簡略化を実現した。人々は徭役労働に参加せずに済むので、重い徭役負担で逃げるのがなくなり、社会の安定を守り、階級矛盾を緩めたのである。次に、土地の併合と税金の増加を抑制し、大地主は大量に土地を購入しなくなった。最後、清朝政府の税金収入を増やした。制度の制定は従来支配者の利益を守るためであって、民衆の生活が安定し、社会経済が発展すれば、清朝政府の全国に対する支配も一層固まるのである。順治・康熙・雍正の3朝にわたって人丁数は田地の数とともに徐々に増えていた。そのうち

山西省は人丁・人口数の増加のほかに、田地の面において順治期から雍正期にかけて大幅に増え、900万畝以上増加したが、乾隆初期にはすこし減少し、嘉慶期になるとまた増加したものの、咸豊・同治期には変化が見られず、5,300万畝あまりであった<sup>[21]</sup>。その成り行きだけから見れば、田地数はやはり増加する傾向を呈している。それに対して、山西北部地域では、前述した県レベルの農地税のデータから見れば、嘉慶・光緒期は、乾隆初期の総計税金額を超えなかった。各県も同じ状況であり、大きな変化はほとんどなかった。

要するに、農地税制度の変革は、山西北部地域において一定の初期作用があったが、どれぐらい影響があったのかという問題については、以上の分析から見れば、その影響はそれほど大きくないと思われる。それだけでなく、制度の実施過程において、地域環境という要素は明らかに制度の実施を制約しており、更に制度の一部を変えさせたのである。制度の制定は一定の普遍性を持っているが、各地域における実施面では差異性を呈している。制度は媒介を通して実施することによって、環境に一定の影響を与えたが、この影響の程度も環境の制約を受けざるを得ない。環境の変化に応じて、人々の制度に対する要望も変化していき、それが制度の制定につながっていったと思われる。

### 3. その他の促進要素

土地の開墾政策と農地税制度のほかに、人口と戦争、民族と宗教、民族なども、晋北地域の土地利用変化の主な促進要素である。

人口要素は土地利用変化の原動力研究において、重要な研究対象の1つである。今までの研究では、人口の増加は農耕地の増加につながっているというように理解されているが、この問題はさらに詳しく分析する必要があると考えられる。晋北地域は康熙51年（1712）に「滋生人丁永不加賦」という政策が実行され、人口が日増しに増加すると同時に、農耕地は康熙・雍正・乾隆の3朝において、やや上昇する傾向を呈しているが、乾隆期以降から清末にかけて、やや減少する傾向を示しており、大した変化はなかった。これは、晋北地域において清朝人口の増加は農耕地の増加と正比例しないことを表している。同時に、人口の空間における移動、即ち機械的に変動する人口の遷移であり、地域内の土地利用変化に影響を与えるはずだと思われる。したがって、人口問題は地域土地の人口扶養力に関わっており、土地人口扶養力の低下は更に大量の人口流出と関係する。農耕地資源は有限であり、日増しに増加する人口、自然災害の頻発、変わりやすい地域生態環境に対して、災害への抵抗力が弱く、土地の人口扶養力が低くなったため、人口が大量に流出するようになった。実は、この地域における人口問題と、康熙・雍正・乾隆期以降の大規模の口外移民運動と密接に関係しており、同時に口外のモンゴル地域の変化ともつながっている。ゆえに、人口要素の促進作

用も地域環境・政策制度など様々な要素と結合して、総合的に地域の土地利用に影響したのである。

そのほか、戦争も無視できない要素である。戦乱が土地利用に及ぼす影響はいうまでもない。清朝初期において、山西北部地域で、現地の社会経済に大きな影響を与えた戦乱があった。それはすなわち順治5年（1649）の姜瓖の乱である。姜瓖は順治5年12月（1649年1月）に大同で清朝を倒すために叛乱を起こし、そのさい山西の漢族官僚と有力者の支持を得ていた。戦争はすぐに山西北部のほとんどの地域に波及し、寧武・保徳・岢嵐が次々に陥落し、雁門関内の代州・五台・繁峙も巻き込まれて、それに呼応して南部地域においても起義軍がほとんどの州県を占領した。この「反清復明」運動は、1年余り続いたが、結局清朝の軍隊に鎮圧された。戦乱前後の山西北部地域では、雹・飛蝗・冠水・旱魃の災害が絶えず発生していた。その上戦乱で城が陥落し、民衆が殺されたのである。戦乱後、至るところで戦争・災害の傷跡が見られ、社会経済は甚大な被害を受けた。姜瓖の乱を経て、大同府渾源・朔州・大同の3州県における荒れた土地は13,499ヘクタールにも及んだ。清朝初期の戦乱で、晋北の大量の土地が荒地になり、人口が激減し、社会が動揺して、経済が後退したのである。戦乱の影響で、清朝政府はしばらくの間、ずっと荒地開墾及びその他の土地利用に関する政策制度を実行していた。つまり、戦争と土地政策などが相互に作用することで土地利用に影響を与えていたといえる。

前述した要素のほかに、民族・宗教・民俗なども土地変化に影響を及ぼす要素である。この地域は昔から様々な民族の雑居する地域であり、民族の融合には、常に戦争と民族移動が伴った。遊牧文化と農耕文化がこの地域で長期にわたって融合しており、一部の民族はこの地域に定住したが、長らく培ってきた遊牧といった生活習慣を完全に捨てられず、現地に先進的な農耕文明をもたらすこともできなかった。民族融合の結果として、この地域では長期にわたって農牧業が共存しており、これが次第に民衆生活の一般的な状態となってきたのである。宗教について、比較的目的立つのは、寺院の土地購入と土地の独占である。道教・イスラム教・基督教・天主教の伝来と発展も土地利用とある種の関わりを持っている。生活習慣と環境・農牧生産なども密接に関連しているが、長期的に形成された風俗習慣は、逆に土地利用の配置・方式・方法などに影響すると思われる。それと同時に、長期間にわたって形成された習慣は一定の拘束力を持ち、原動力の一因としてその役割を果たしたのである。紙面の都合で、具体的な事例の検討は省略する。



## IV. 結びに

清代晋北地域の土地利用変化は、土地の開墾状況からすれば、明末清初の荒地化、清朝初期から乾隆年間にかかる土地の開墾、乾隆年間以降の土地開墾の減少など3つの段階に分けられる。清朝初期の土地開墾は、ある程度農耕地面積の増加をもたらし、乾隆年間にピークに達したが、その後の百余年の間、晋北地域の土地開墾にはさほど大きな変化がなく、全体的に減少する傾向を呈している。農耕地は主として忻定盆地、大同盆地と晋北高原の一部の地域に集中している。

今までの研究に基づく、本稿で分析した清代北部地域の土地利用の原動力は、主として自然的要素と人為的要素を含む。諸要素はそれぞれ主要なもの、副次的なものがある。具体的にいえば、以下のとおりである。

第1に、自然要素の制約作用であり、自然環境による原動力である。今までの論証において、至る所で環境要素の制約作用が見えており、政策・制度・行政区画・民族文化などを含むほとんどの人為的要素は、必ず自然の常態的要素に立脚し、それと結合して土地利用に作用すると思われる。自然の常態的要素の長期間にわたる制約作用と比べると、自然災害の短時間における制約作用はさらに目立つのである。旱魃・雹・霜などの農業気象災害は、災害が発生する一定の法則及びその影響によって、自然の常態的要素の一部として、晋北地域の土地利用に総合的に影響する。

第2に、土地の開墾政策・農地税制度など制度政策の面における原動力である。言うまでもなく、人類活動はこれらの国家政策制度に「拘束」されており、このことはある程度土地の利用状況に影響している。特に清代初期の土地開発と土地開墾政策の実施に対して、晋北地域の土地利用は、大変「敏感」である。この「敏感」は、晋北の自然の常態的要素に対する反応である。ある意味において、環境と制度は、地域の土地利用変化における主要な原動力である。

第3に、人口・戦争などの促進要素の作用である。人口の増減・移民の流出先・民族人口の移動などといった社会的要素は、土地利用に対して一定の促進作用がある。自然の常態的要素に基づく土地利用において、特に制度・政策が影響を及ぼす際には、人口の増減と流出先は、このような影響の産物であると同時に、土地利用にさらなる影響を与えられると思われる。戦争が土地利用に及ぼす影響については、言うまでもない。

第4に、民族・宗教・風俗習慣など社会文化の面における原動力である。これらの要素は長期的な歴史発展で形成した文化の特徴であり、一挙に成し遂げられるものではない。その一部が土地利用の配置などに影響するほかに、このような長期にわたって形成された習慣は、



すでに人々の社会経済生活の隅々までに浸透しており、知らず知らずのうちに土地利用に作用したであろうと考えられる。

清代晋北地域の土地利用変化の促進要素は、多種多様で複雑である。その複雑さは促進因子の多様さだけでなく、その作用メカニズムの複雑さにもよるものであり、単に一つの促進因子だけが、独自に土地利用に作用するわけではなく、多重の促進要素が相互に作用し、結合して土地利用に作用すると思われる。清代晋北地域の土地利用の変化状況は、まさしく前述した4つの様々な促進因子の相互作用により形成されたものである。多重の促進要素が相互に作用し、主要な原動力と副次的な原動力もしくはさらに複雑なメカニズムで結合することで、地域の土地利用に作用したのである。

## 注

- [1] 何凡能等「從康雍乾墾殖政策看中国清前期墾荒發展趨勢」,『地理研究』,2005年第6期,878-888頁。趙贊「蘇皖地区土地利用及其驅動力機制(1500-1937)」,復旦大学博士学位論文,2005年。葛全勝等「過去300年中国土地利用・土地覆被变化与碳循環研究」,『中国科学D輯:地球科学』,2008年第2期,197-210頁。楊偉兵「雲貴高原の土地利用与生態變遷(1659-1912)」,上海:上海人民出版社,2008年。傅輝「明以来河南土地利用变化与人文機制研究」,復旦大学博士学位論文,2008年。Yu Ye, Xiuqi Fang, Land use change in Northeast China in the twentieth century: a note on sources, methods and patterns, *Journal of Historical Geography*, 2009(35): pp. 311-329. Y. Ye, X. Fang, 2012. Expansion of cropland area and formation of the eastern farming-pastoral ecotone in northern China during the twentieth century [J]. *Regional Environment Change*, 2012(4): pp. 923-934.
- [2] 光緒『山西通志』の農地稅データの全面性については、王社教教授が「清代山西の田地数字及其變動」(2007年)で詳しく検討されている。
- [3] 王社教「清代山西の田地数字及其變動」,『中国農史』,2007年第1期,42-49頁。
- [4] 雍正『重修嵐県志』卷4・田賦,雍正8年刻本。
- [5] 岳宏譽『荒地詳文』,康熙『靈丘県志』卷4「芸文」,康熙23年刻本。
- [6] 乾隆『大同府志』卷7・風土,乾隆47年刻本。
- [7] 中国科学院地理科学与資源研究所・中国第一歴史档案館,『清代奏折彙編——農業・環境——』,北京:商務印書館,2005年,34頁。
- [8] 楊維岳「忻州志」『物産』,万曆36年刻本。
- [9] 中国気象災害大典編委会編『中国気象災害大典(山西卷)』,北京:気象出版社,2005年。
- [10] 彭雨新『清代土地開墾史資料彙編』,武漢:武漢大学出版社,1992年。
- [11] 「山西宣府大同兩鎮請求復設屯牧道以利屯墾」,彭雨新編『清代土地開墾史資料彙編』,武漢:武漢大学出版社,1992年,52頁。
- [12] 「屯租過重,宣・大興屯道請求減低租率」,彭雨新編『清代土地開墾史資料彙編』,武漢:武漢大学出版社,1992年,53頁。
- [13] 岳宏譽『荒地詳文』,康熙『靈丘県志』卷4・芸文,康熙23年刻本。
- [14] 『清世宗実録』卷53,「雍正五年丁未二月庚辰」。
- [15] 安介生「清代婦化土默特地区的移民文化特徴——兼論山西移民在塞外地区文化建設中的貢獻

- 」, 『復旦学報（社会科学版）』, 1999年第5期, 78-83頁。
- [16] 「阿道克達春稟稿・付録咸豐八年各庁奉本道札飭查稟地方情形」, 光緒『帰綏道志』卷35「芸文」(光緒33年), フフホト:遠方出版社, 2007年。
- [17] 『清世宗実録』卷24, 「雍正二年九月甲寅」。
- [18] 『欽定大清会典事例』卷157, 「戸部, 戸口」。
- [19] 『清宣宗実録』卷74, 「道光四年丁丑」。
- [20] 『欽定大清会典事例』卷157, 「戸部, 戸口」。『清宣宗実録』卷74, 「道光四年丁丑」。『清宣宗実録』卷302, 「道光十七年戊申」。
- [21] 詳しくは梁方仲『中国歴代戸口, 田地, 田賦統計』甲表74「清順治, 康熙, 雍正三朝の人丁及田地数」, 上海:上海人民出版社, 1980年, 248頁を参照。

(チョウ セイヨウ 陝西師範大学西北歴史環境与経済社会発展研究院助理研究員)  
(サイ カイクン 早稲田大学大学院文学研究科博士課程)